

太子町自動車改造費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障がい者が社会参加に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 身体障がい者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。
- (2) 自動車、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車で車輪の数が4輪以上のものをいう。

(対象者)

第3条 太子町自動車改造費助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象者は町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている身体障がい者で、各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 社会参加に資するため、自らが所有し、運転する自動車の操縦装置等（以下「装置等」という。）の一部を改造する必要がある者。
 - (2) 障がいの部位が上肢、下肢又は体幹で、その障がいの等級が1級から3級までのいずれかの等級に属する者。
 - (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条の規定により公安委員会から運転することができる自動車の種類を限定され、かつ、自動車の運転をすることについて必要な条件を付されている者。
 - (4) 助成金の交付の申請を行う月の属する年の前年（1月から3月末までに申請を行う場合においては前々年）の所得（身体障がい者、当該身体障がい者の配偶者及び当該身体障がい者の扶養義務者のそれぞれの所得をいう。）が、特別児童扶養手当の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条に規定する当該申請月時点の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付の申請日現在において、過去5年間に助成金又は助成金と類似の助成を受けた者は、対象者から除くものとする。

(対象経費)

第4条 助成の対象となる費用は、対象者が自ら取得し、運転することができるように装置等の改造をするために要する経費とする。

(助成金)

第5条 助成金は、前条の規定により算出した経費とし、100,000円を限度とする。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太子町自動車改造費助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、装置等の改造を行う前に町長に提出しなければならない。

- (1) 当該購入予定の自動車の改造箇所を明示する書類
- (2) 当該購入予定の自動車の改造に要する経費の明細を証する見積書
- (3) 当該身体障がい者の運転免許証の写し
- (4) 第3条第3号に規定する所得を証明する書類
- (5) その他町長が必要とする書類

(助成の決定及び却下)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査するとともに、対象者の障がいの程度、社会参加の状況及び所得状況を調査のうえ、助成の適否を決定し、太子町自動車改造費助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第7条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、装置等の改造が終了した後、太子町自動車改造費助成金実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 当該自動車の改造に要した費用を支払った旨の記載のある領収書の写し
 - (2) 当該自動車の改造後の自動車検査証の写し
- 2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、当該改造の内容について確認し、助成金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、太子町自動車改造費助成金交付確定通知書（様式第4号）により、当該助成金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 前条第2項の規定により助成金の確定の通知を受けた者は、太子町自動車改造費助成金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(記録簿の整備)

第10条 町長は、助成の状況を明らかにするため太子町自動車改造費助成金交付記録

簿（様式第6号）を整備するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱48号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。